

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	公園緑地課
委 託 業 務 名	びわ湖大津館エレベーター 1 号機巻上機更新業務
委託業務場所	大津市柳が崎
概 要	当該エレベーターに係る部品交換 (1) 巻上機 (1 7 C T) 1 基 ※モーターを含む。 (2) マシンビーム 2 組 (3) 制御盤改造材 1 式 (4) 主ロープ (φ 1 2 . 5) 4 本 ※その他、交換時に必要な部品、施工費等含む。
契 約 期 間	令和 7 年 6 月 1 7 日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 6 月 1 6 日
契 約 金 額	¥ 1 0 , 9 4 6 , 4 3 0 -
契約の相手方	〔所在地〕 京都府京都市南区上鳥羽大物町 2 8 番地 〔名 称〕 日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店
契約相手方の 選 定 理 由	当該業者は本昇降機装置の製造業者であり、かつ保守点検業務を行っている業者である。このため、本昇降機設備の構造や仕様に精通しており、本業務である巻上機とその関連部材の交換を適切に行うことができる。また、別業者が当該業務を行う場合、エレベーター本体を交換する必要があることから、当該業者を選定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。